

八代地域行動計画の

推進

八代地域においては、人類普遍の原理である基本的人権が保障された社会の確立と、部落問題をはじめあらゆる人権問題の解決をめざし、行政・教育現場・運動団体が、連携しながら主体的に課題解決を図っていくことを理念としています。

この理念に基づき、日常の生活の中やあらゆる活動の機会を通して、人権教育・人権啓発の取り組みを推進していくために、以下の具体的な方向性を示します。

1. 人権教材の開発・充実

八代地域の人権教育・人権啓発を推進するためには、これまでさまざまな分野において個々に開発され育まれてきた人権教材の理念や手法を持ち寄り、より普遍的・日常的な人権教材へと再編成していく必要があります。

各市町村においては、啓発用の冊子やパンフレットや広報等が数多く作成されてきています。また、「八代の人権教育教材集『みつめる』」は、その手引書とあわせて、各学校で人権問題学習のよき教材として活用されています。さらに、第27回熊本県「同和」教育研究大会を記念して作成された啓発誌『ちなもい』は、八代の同和教育・解放運動等を学ぶ総合的な教材として、さまざまな分野・形態での学習に活用されています。

今後も、これらの教材の活用を図るとともに、学習者のニーズや知識・興味などに合わせた教材の開発を図ると共に、人権教育をめぐる情勢を踏まえた、体系的な教材づくりにも取り組む必要があります。

2. 人材の育成と相互連携

地域社会において人権文化が根づくには、年齢、性別、職業を問わず、地域のすべての人々が、日常の暮らしの中で人権問題を自分自身の課題として捉え、学習を継続していくことが重要です。

そのためには、人権学習のリーダーとして活動する人権啓発推進員（仮称）等を地域住民のなかに配置することが必要です。人権学習のリーダーは、教育現場・行政組織・市町村の「同和問題啓発推進協議会」・福祉・環境保護の団体等と連携しながら、人権教育について総合的な理解力と実践力をもって推進する必要があります。

また、このような人権教育・人権啓発の推進のためには、それぞれの分野の専門知識に加え、人権に関する体系的な研修の企画立案者や、参加・体験型学習の指導者、研究者など、専門的な力量をもった人材の発掘と育成が重要です。

八代地域では、さまざまな分野において人権教育・人権啓発が取り組まれてきています。そ

のような取り組みのなかから、豊かな人材も育成されてきています。

八代市同和問題啓発推進協議会が主催する「人権セミナーやつしろ」の参加者も、さまざまな分野から集まり、学習した成果をそれぞれの分野に広げていくことで、人権教育が身近で日常的なものとなる役目を果たしています。

今後は、専門的な資質を養う研修会なども開催し、それぞれの分野における専門の指導者等の交流や連携を促進することにより、体系的な人権教育の指導者としての資質の向上を図ります。

さらに、人材の効果的な活用が図られるようなネットワークづくりが必要です。

3. 効果的な啓発・情報提供の推進

効果的な人権啓発を進めるためには、人権にかかわる問題を他人事ではなく、自分を含む社会全体の問題として捉えることが必要です。また、「人権とは何か」「人権問題は、どうしたら解決できるのか」といった問い合わせ分かりやすく答えるものでなければなりません。そのために、次のような取り組みを重点的に推進します。

■日常生活の中で人権との関わりが自覚できる事象を取り上げます。さらに、人権問題に取り組んでいる人々や人権について学ぼうとする人のために、情報や教材の提供、活動助成の方策を検討します。

■国際的な人権問題を地域住民一人ひとりの問題として捉える学習を推進します。

■学校、地域、職場の取り組みで培われた同和問題の解決のための手法を評価し、さらに開発していきます。

■人権フェスティバル等を開催し、地域住民が楽しみながら人権問題を考える場を企画し、参加の促進を図ります。

■広報紙・リーフレット・啓発冊子など、感性に訴える具体的な事例、イラストの活用など啓発手法に工夫を加えます。

■新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアとの連携を図り、情報伝達の手段としてはかりではなく、地域住民の人権学習の重要な手段としてのメディア活用を研究します。

■インターネットでの人権ホームページの開設等、マルチメディアの活用を図ります。

4. 総合的なネットワークづくり

人権にかかわる問題として、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の問題があります。しかし、教育現場、職場、地域社会、各種団体等においては、これらの人権教育を単独で推進しているのが現状です。

これらをコーディネートする学習や話し合いの組織はこれまでにもいくらか作られてきましたが、連携が弱かったり、一部の活動に終わったりしています。今後は、それぞれの人権教育の場で育てられた情報・技術・人材などを、総合的な人権学習として推進できる強いネットワークとして構築します。

5. 就学前教育・学校教育における人権教育の推進

就学前教育・学校教育においては、子ども自身が権利の主体として尊重され、自己の確立を図り、主体的に考え方行動する力を育成することを基本的な観点とします。さらに、自他の生命や人権を尊重する心、平和を希求する心、多文化を尊重する心を身につけるなど、豊かな人間性を育てる教育を推進します。また、人権教育をすべての教育活動の場に位置づけ、「開かれた学校」をめざして、家庭や地域社会などと連携して推進します。

知識偏重の教育、画一的な価値観を押し付ける教育、競争・能力主義の教育を克服し、一人ひとりの子どもを学びの主体として育て、豊かな感性を育み、互いの差異を認め合い人権を尊

重して、差別をなくしていくとする態度や技能の育成を図ることは極めて重要なこととなっています。

特に、八代地域で取り組まれてきた「課題を負わされた（被差別状況の）子どもに深くかかる」という教育実践上のテーマを今後も大切にし、被差別部落の子どもをはじめ障害を負わされた子ども、不登校の子どもを中心に据えた教育実践を深めます。また、一人ひとりの「生きる力」を育て、反差別の集団づくりを進めるなかで、差別をなくすために立ち上がる子どもを育みます。

このようなことを踏まえ、人権文化に満ちあふれた保育園（所）・幼稚園・学校づくりをめざし、発達段階に応じた人間尊重の教育の深化・充実を図っていかねばなりません。また、大学や専門学校等においては、同和問題をはじめさまざまな人権問題に関する教育科目を開講し、学生の人権意識の高揚を図っていきます。

八代同和教育推進協議会の保育園（所）・幼稚園部会を「八代就学前同和教育研究協議会（仮称）」として再編成するなど、八代地域の研究体制をさらに充実させ、総合的な推進ができるようにしていきます。

このような教育を推進するために、教職員の人の権感覚や人権認識、専門的な知識・技能や実践的な指導力の育成に努めます。

(1) カリキュラム

人権についての理解を、社会の変化とそれとともに子どもの生活や意識の変化に配慮しながら、生涯学習の基礎を培うという観点に立って「社会変化に対応できる心豊かな人間の育成」を図ることを基本的なねらいとして推進します。幼児期や小学校段階から、体験を通して一人ひとりの違いを認め合い、自他の人権を尊重して

いく感性を育み、人権についての理解を得させるよう努めます。また、保育園（所）・幼稚園・学校及び専門学校・大学等での発達段階に応じて、不平等や差別の撤廃を求め、人間の尊厳や人権確立のための努力を積み重ねてきた歴史や「世界人権宣言」等の人権に関する国際的な宣言や条約について学ぶことができるよう努めます。

その指導にあたっては、教育活動全体を通じて発達段階や各教科の特性に応じて取り組みます。

（2）教育内容

一人ひとりの個性を生かすために、教育課程の弾力化、指導方法の改善、特色ある保育園（所）・幼稚園・学校づくりを推進します。また、総合的な指導を推進するために、学習内容を厳選し、時間を生み出し、「総合的な学習の時間」等を中心とした学習の場を設定します。その学習活動については、国際理解、情報教育、環境教育、ボランティア活動、職業体験、自然体験等、子どもの発達段階や地域の実状に応じて創意工夫することを促します。

国際理解については、異文化を理解し、「違い」を認め合い、相手を尊重する態度や、共通する点を見つけていく態度や協調して生きていく態度を育成します。また、わが国の歴史や伝統文化への理解を深め、自己確立を促すとともに、グローバルな考え方方に立って行動できる人の育成に努めます。

情報や情報機器を主体的に選択・活用し、高度情報通信社会において情報を積極的に発信し、正しく活用していくための基礎的な資質や能力を育成します。

「環境や環境問題から学ぶ」という視点に立って、環境保護関係者などの活用、自然観察や野外活動等の体験的学習等を通じて自然に親し

む機会の充実を図ります。また、省エネルギー・省資源等、くらしから環境問題に取り組む態度を育みます。

自らの主体性をもって参加するボランティア活動や職業体験等の学習は、自己実現につながる活動として有意義です。このような活動を通して、子どもの時期から社会参加の意識や態度を養い、人権が大切にされるふるさとづくりの担い手として育てます。

（3）教育方法

現代の子どもや青年の多くに、ものごとに対する無関心、他者とのつながりの希薄さ、自立しようとする態度の不足、判断力・思考力・行動力の欠如等が見られます。生涯学習の基礎を養う観点から、自ら学び・考え・行動できるような参加・体験型学習の導入等の工夫をこらした実践が求められています。

そのため、人権の尊さについて、体験的に学ぶ小集団学習やゲーム等を取り入れた学習など、発達段階や保育園（所）・幼稚園・学校や地域の実態に応じ多様な方法での取り組み、「生きる力」を育む知識や技能・態度を養うための効果的な教育方法等の開発に努めます。

（4）保育園（所）・幼稚園・学校教職員の研修・養成

保育園（所）・幼稚園・学校教職員の人権感覚を培い、指導力の向上を図ることを目的として、同和教育を内容とした研修等を職場内で実施しています。今後も、同和問題をはじめあらゆる人権問題について深い理解と認識や実践力を高めるための研修を充実します。

特に、保育園（所）・幼稚園職員については、遊びや生活を通じた指導により、乳幼児の発達

段階に応じた人権教育が進められるように、人権問題についての理解と認識、実践力の向上を図るための研修を充実します。

6. 社会教育における人権教育の推進

人権教育は、一人ひとりが人権問題について深い理解と認識を持ち、人権感覚を高揚させ、他の人権を尊重する態度と行動に結ぶ技能を身につけることをめざしています。日常生活の隅々まで人権意識が浸透したまちづくりへつなぐためには、生涯学習、なかでも社会教育における人権教育の推進が大きな役割を果たすことになります。

生涯学習・社会教育施設をはじめとする各種公共施設が連携・協力し、人権の視点から事業内容を体系化し、あわせて家庭・地域や社会教育関係団体・企業等における人権教育を推進するための支援を図ります。さらに、地域住民に対する学習機会の提供など、さまざまな人々への学習に関する施策に人権の視点を据えていきます。

(1) 学習内容の体系化

生涯学習・社会教育施設での学習計画や、これまでに実施してきたPTAの人権啓発指導者研修や各市町村で取り組まれているさまざまな生涯学習事業の再編・体系化を行い、積極的な推進を図ります。例えば、陶芸教室の内容に高田焼きの歴史を取り入れ、日本と朝鮮との文化の交流を学習する講座を組むことなどが考えられます。

また、PTAをはじめとする社会教育関係団体の学習計画において、人権問題を組み込んで

いくことや、学習段階に応じた体系的なカリキュラムを作成するなど、人権教育の体系化を図ります。

さらに、生涯学習は幅広い年齢層に対して学習活動への参加を促すことができることから、生涯にわたる継続的で体系的な人権教育のあり方についても検討を進めます。

(2) 学習方法の開発

学習者の生活状況や興味・個人の関心に応じた学習方法の開発を進めます。特に、参加・体験型学習の研究を進めるとともに、これに対応した具体的方法論の検討や教材の開発を図ります。

方法論については、フィールドワークやワークショップ方式、小集団による研究や話し合い、ゲームを取り入れた学習など、参加意欲を高め、創造的な学習を促す多様な学習方法を研究します。教材については、身近なことに素材を求めたり、新しいメディアを含む多様な手段を活用した開発を進めます。

(3) 生涯学習の場における推進

生涯学習・社会教育施設においては、学習の機会・指導者・教材等についての情報や相談について検討するとともに、各種の学習資料の充実を図り、地域住民の自主的な学習を促します。各市町村が主催するさまざまな事業の中に、人権意識を育てる各種のプログラムを組み込みます。また、社会教育関係団体や各種市民団体などの学習活動を支援するために人権教育教材の

提供を行います。

具体的な学習内容としては、同和問題、環境問題、福祉問題、男女共生、平和問題、民族差別、医療問題等が考えられます。いずれの問題も人権の視点を据えた学習活動として企画・運営をしていきます。

このような学習を企画していく時には、「対象者はどのような人たちか」「目的は何か」「学習内容はどのようにするか」「どのような教材を使うか」「どのような手法で学習していくのか」「今後の見通しをどのように設定するのか」等を明確にしていくことが重要です。

さらに、企業に対しては、その社会的役割的重要性から人権学習のプログラム・学習教材の提供など、主体的な学習を推進するための支援体制の検討を進めます。

(4) 職場内研修の充実と強化

八代の各市町村では、階層別研修等を通して人権問題にかかわる研修を実施しています。今後は、行政のみならずあらゆる職場や団体における研修の充実を図るために、「八代地域人権問題職場研修基本方針(仮称)」を策定します。

とりわけ、八代地域のあらゆる施策を人権尊重の視点に基づいて展開するために、施策の推進者が、鋭い人権感覚と人権問題に関する正しい認識を持つように努めます。特に、人権とかわりの深い仕事に従事している教職員、福祉関係者、行政職員、医療関係者、宗教関係者等に対しては、その任務に応じた研修の充実を図ります。

人権問題に対する正しい認識を持った人々が、人権教育・人権啓発のリーダーとなり、各職場における研修の活性化や人権尊重を基本とした業務の推進を果たすよう人材の育成を図ります。

7. 国際協力の推進

本格的な国際化時代に対応するため、多文化共生を基本的視点にした「国際化推進基本方針(仮称)」の策定に向けて市町村での取り組みを図ります。また、学校教育を中心とした国際理解教育の積極的導入等により、すべての人々の人権が大切にされるふるさとづくりを進めるとともに、人権を通して国際協力を推進します。

8. 相談機能の充実

(1) 相談機能の充実

地域住民が日常生活の中で直面する人権問題について、各市町村で現在行われている法律相談等の各種相談事業との連携を進めるとともに、必要な機関への紹介等、さまざまな人権問題に対応する相談窓口の整備やシステムの充実を図ります。

(2) 「八代人権オブズパーソン(仮称)」の設置

地域住民の人権擁護に関する状況を把握するために、「八代人権オブズパーソン(仮称)」の設置を図ります。

9. 計画の推進にあたって

(1) 計画の推進体制

① 推進本部

「八代地域人権教育のための推進会議」を通じ、取り組みに対する認識の一致と行動の体系化を進めます。

(2) 各市町村における推進体制

各市町村の「同和問題啓発推進協議会」等の推進体制を整備し、生涯学習のためのネットワークづくりと連携の強化を図ります。

(3) 「懇話会」

幅広く地域住民の意見を求め、その意見を人権教育の計画・推進に反映します。

(2) ネットワークの推進**①情報等のネットワークづくり**

同和地区内の集会所をはじめ公民館などの生涯学習・社会教育施設を人権教育・人権啓発の場として積極的に活用し、人権に関わる情報・資料が共有されるようなネットワーク化とその機能の充実を図ります。

②地域ネットワークづくり

市町村の「同和問題啓発推進協議会」等に対して多面的な支援を進め、保育園（所）・幼稚園、学校、保健所、消防署、警察署などの地域の公共施設や公共機関、自治会や商工会などの民間団体を基盤とした地域における多様なネットワーク化を図ります。また、人権啓発推進員（仮称）・生涯学習推進員（仮称）をはじめ地域に密着して活動する地域住民やボランティア等について、人権教育・人権啓発活動への参画のあり方について検討を進めます。

③「八代地域人権センター（仮称）」の役割

人権教育・人権啓発に関わるネットワークの中枢的な施設として、各地域・各団体・各機関・人を結び、個別にある人権に関する課題をつなぎ、人権教育・人権啓発を組織的に推進していく役割を担います。

この役割の重要性と緊急性から、「八代地域人権センター設立委員会（仮称）」を早期に設置し、設立に向けて積極的に取り組みを進めます。

(3) 連携体制**①国・熊本県との連携**

人権教育の推進が広範に展開されるよう国・熊本県と緊密に連携するとともに、これらの行動計画に基づいて推進していきます。

②外部関係団体・民間団体との連携

八代地区同和教育研究協議会、障害児者の親の会、人権平和テーブル等の人権教育・人権啓発に積極的に取り組んでいる団体に対して、教材の提供や指導者の紹介などの支援を行います。

③マスメディアとの連携

マスメディアの人権教育に果たす役割には大きなものがあり、人権教育・人権啓発の情報発信源としての資質の向上を図り、支援していくことが重要視されています。そのため、マスメディアに対して正しい情報を提供するとともに、連携のあり方についても研究を進めます。

(4) 計画の評価と見直し**①課題の把握と評価**

人権問題に関する意識調査の定期的な実施並びに結果の分析により、八代地域における課題を把握するとともに、人権教育・人権啓発に対して地域住民が自らの課題として主体的に取り組む姿勢を確立します。さらに、これを支援するための行政のシステムを整備することを基本的課題とし、このための系統的な目標をもった人権教育・人権啓発の計画の立案を図り、人権文化に満ちあふれたふるさとづくりを進めることにより、差別のない明るい社会の実現をめざします。

②計画の見直し

この計画は、進捗状況に応じて見直しをするものとします。